

成長戦略に基づく 2014 年度税制改正に関する提言

公益社団法人 関西経済連合会

基本的な考え方

1. 民主導の経済成長による国民の豊かな暮らしの実現

経済活動の主体は国民と企業であり、雇用の主体は企業である。このため、安倍政権が推進する「3本の矢」の経済政策、とりわけ、民主導の自律的な経済成長をめざす成長戦略（日本再興戦略）により、企業の成長、雇用や賃金・所得の増加という国民の豊かな暮らしを実現する好循環を生み出すことが必要である。このため、経済界としても、企業が成長のエンジンとなる気概を持って、国内における投資や雇用・所得の拡大に積極的に取り組んでいかなければならない。

2. 経済成長のエンジンである企業の投資拡大の実現

経済成長のエンジンである企業の国内における投資の拡大は、生産性の向上や新事業の展開につながり、それらによる付加価値の増大によって、雇用や賃金・所得も増加するという好循環を実現するものである。国民の豊かな暮らしの実現に向けて、投資減税等により企業の投資を後押しすることが成長戦略の実行に欠かせないものと考えられる。

政府の成長戦略においては、日本産業再興プランの一環として、「産業の新陳代謝の促進」が掲げられ、向こう3年間で設備投資を10%増加させ、リーマンショック前の民間投資のレベルである年間70兆円まで回復させることが目標になっている。現在、政府では、投資減税などの成長戦略に基づく税制措置の検討が、通常の翌年度税制改正作業とは切り離されて前倒しに進められている。投資減税などの税制措置が今秋にも決まれば、企業として、今後の投資計画がより立てやすくなる。このため、成長戦略に基づく民間投資拡大のための税制措置は速やかに決定し、今年度内から実行に移していくことを強く求めたい。

さらに、企業の長期的な成長基盤の強化のため、法人実効税率を引き下げるロードマップの具体化を図る議論を早期に開始すべきである。

3. 国民生活や企業の成長を支える持続可能な社会保障制度・財政の実現

わが国財政については、公的債務残高が国民総生産（GDP）の2倍を越え、OECD加盟国の中でも突出して高い危機的状況にある。万が一、財政破綻ともなれば、国民生活や経済活動に大きな痛みをもたらすことになる。財政危機に至った構造的な大きな要因として、他の先進国に比べて高齢化が急速に進む中で、社会保障支出の自然増を放置し続けたことがある。社会保障の給付と負担が均衡せず、埋め合わせる負担は公債発行により将来世代に先送りを行っている。持続可能な社会保障制度・財政なくしては、将来にわたる国民の安心や企業の成長はないことから、社会保障の安定財源を確保する歳入改革が不可欠となる。このため、国民・企業皆が広く公平に税負担することが必要であり、直接税に偏した、わが国の税収について、間接税の消費税の比重を高める直間比率の是正に取り組む必要がある。

以上の基本的な考え方から、当会として、成長戦略に基づく税制措置として緊急に取り組むべきものを重点要望事項として、さらに2014年度税制改正や国と地方を通じた中期的な税制改正について、下記のとおり提言を行う。

記

I. 成長戦略に基づく民間投資拡大に資する税制措置〈重点要望〉

厳しい財政状況の中で減税を行う以上、民間投資拡大に効果的なものとなるよう、「最先端設備への入れ替え」等の限定を付すことなく、以下のとおり、製造業や非製造業を問わず、投資が幅広く喚起されるよう、使い勝手のよい税制措置を講じる必要がある。

1. 民間投資拡大に資する税制措置

(1) 生産設備や工場等の新陳代謝を支援する投資減税

わが国企業の生産設備は老朽化が進んでおり、設備投資の拡大、雇用や所得の維持・拡大という好循環を実現するため、生産性の高い設備への入れ替えが重要となる。企業として、新規投資は需要が見込めないと踏み切りにくいのが、生産性を高めるような設備の入れ替えは政策的な後押しがあれば決断しやすい。

したがって、最先端設備への入れ替えに限定することなく、新製品や高付加価値製品の製造、生産能力の増強、生産の効率化、省エネ化なども含めて、生産設備の幅広い更新投資について、特別償却（即時償却あるいは加速償却）または税額控除を認めるべきである。また、生産設備と一体不可分である工場等の建物、非製造業の事業用資産の更新投資、

無形固定資産投資（ソフトウェアなど）についても、この税制措置の対象にすべきである。

なお、設備や工場等の新陳代謝にあたり、既存の設備や工場等の除却を行う場合があるが、除却損の計上により欠損金額が生じた場合には、欠損金額のうち除却損にあたる部分の金額について、少なくとも「集中投資促進期間」の向こう3年間は繰り戻し還付を認めてもらいたい。

(2) 有事のバックアップと平時からの機能分散を支援する投資減税

首都中枢機能について、首都圏でも起こりうる大規模自然災害等、あらゆる事態を想定した上で万全な機能確保を図ることは、国の危機管理として、経済活動や国民生活を支える基盤として、極めて重要かつ喫緊の課題である。

このため、国全体としての首都中枢機能のバックアップ体制を首都圏外に構築することが早急に必要であり、関西がバックアップ拠点の第一優先順位となりうる。さらに、危機管理の観点からの有事のバックアップにとどまらず、日本経済の持続的成長の観点から、首都一極集中構造を是正し、平時から機能を分散しておくことも重要であり、特に、首都と関西の双方に政治・行政・経済の核が存在する双眼型国土構造への転換が必要である。

こうした有事のバックアップと平時からの機能分散について、経済機能を担う民間の取り組みを税制面からも支援していくことが必要である。このため、企業において、国内における本社機能やデータセンター等のバックアップ投資や、生産拠点の分散化を図る投資については、特別償却（即時償却あるいは加速償却）または税額控除を認めるべきである。

(3) 民間の防災対策を支援する投資減税

東日本大震災の経験を踏まえ、今後起こりうる南海トラフ地震、首都直下地震などの大規模災害に対し、企業の防災対策の取り組みが強化されているが、現状、企業の自主的な取り組みを後押しする税制上の措置は極めて乏しい状況にある。かつて存在した特別償却制度¹もすでに廃止されている。大規模災害に強い強靱な国土づくりを行う観点からも、行政として、企業による防災対策へ適切な支援を行うことは国家的に重要なことである。

このため、企業が、防災対策を目的とした事業所等の耐震改修や建替え、防災対策資産の取得を行った場合には、特別償却（即時償却あるいは

¹ 特定の事業用建築物に係る耐震改修を行った場合の特別償却制度が2010年3月末で、地震防災対策用資産の取得の場合の特別償却制度が2011年6月末で、それぞれ廃止されている。

は加速償却) または税額控除を認めるべきである。

また、企業が、防災対策を目的とした事業所の移転や防災対策資産を取得した場合、買換え特例(圧縮記帳)も適用すべきである。

(4) 償却資産に係る固定資産税の廃止

事業用償却資産に係る固定資産税については、そもそも事業用償却資産が事業所得を獲得するための投資という性質がある上に、事業所得に対しては法人課税があることから、課税によって二重課税となるばかりか、国内投資の期待収益率を低下させることにもなる。また、事業の性格から設備を多数保有する特定業界に税負担が偏る傾向があるなど、課税の公平性の観点からも問題がある。

このため、償却資産に係る固定資産税は廃止するか、もしくは段階的に縮減を図るべきである。特に、現下、成長戦略に基づき民間投資を拡大させることは国の政策であることから、国と地方で整合性のある税制となるよう、少なくとも成長戦略に基づく投資減税措置を受けた資産については、その償却資産に係る固定資産税を免除すべきである。

2. 研究開発税制の恒久化と拡充

成長戦略において重要となるイノベーションの創出・強化のためには、わが国の研究開発投資総額の約7割を占める民間の研究開発が果たす役割は大きい。研究開発には不確実性があり、事業化までのリードタイムが長期にわたることになるが、イノベーションの創出となれば新製品を生み出し、国内の生産や雇用の維持・拡大につながる。技術力のある中小企業も含めて、民間の研究開発をキャッシュフロー面で支える税制措置は、国内における投資と雇用の確保の両面から極めて重要なものである。

2013年度税制改正において、総額型の控除上限額を法人税額の20%から30%に引き上げるなど、研究開発税制の拡充が行われたが、2年間の時限措置となっている。一方、試験研究費の増加額や平均売上額の10%を越える試験研究費に係る税額控除措置の適用期限が2013年度末となっている。

企業が研究開発に安心して積極的に内部留保を充てていくためには、総額型と上乘せ型(増加型・高水準型)をすべて含めて、研究開発税制全体を恒久化すべきである。

また、研究開発税制は、研究開発段階の投資活動に着目した制度設計となっているが、研究開発後のその成果を活用した製品化のための設備投資についても、一定の税額控除を認めるようにしてもらいたい。

あわせて、税制活用のメリットを高めるために、繰越税額控除限度超過額の繰越期間について、現行の1年から5年程度にまで延長すべきである。また、税法上の損金に算入される試験研究費の額が前の事業年度より増加

していることが繰越控除要件となっているが、景気の変動による控除対象法人税額の減少への配慮から、この要件は廃止するのが適当である。

3. 企業のベンチャー投資を支援する税制の整備

新産業の創出のためには、ベンチャー企業に対して、リスクマネー供給の拡大を図ることが必要である。例えば、新分野に参入したいが、すべて自社で行うのは困難な場合、ベンチャー企業への投資を通じて、その研究開発力を活用することも有効な方策となる。

このため、現在、個人投資家のみ認められているベンチャー投資支援税制について、法人である企業によるベンチャー投資についても、投資額の損金算入を認める税制措置を講じてもらいたい。

4. 企業の事業再編を後押しする税制の整備

わが国産業の国際競争力強化に向けて、複数企業による事業の統合再編や新事業分野への進出を促進するための環境整備を税制面からも支えることが必要である。

例えば、事業再編等を促進する企業を支援するため、日本版LLC（合同会社）を活用した事業展開については、LLCでの新規の事業開始時の損失を、持分に応じて出資会社の利益と通算できようにするなど、経営資源の有効活用を促進する税制措置を検討すべきである。

II. 2014年度税制改正要望

1. 法人税制（国税）

(1) 連結納税制度の見直し

連結子会社の対象は、「連結親法人によって発行済株式の100%を直接または間接に保有される内国法人」と定義されているが、海外主要国の税制では100%未満の子会社でも連結納税対象に含まれている例が多く、わが国においても、企業のグループ経営の選択肢を広げる形で対象範囲を拡大すべきである。また、子会社が連結グループに加入する際に行われる資産の時価評価課税は廃止すべきである。

(2) 受取配当金の全額益金不算入

法人の受取配当金は、これを支払う法人の段階で既に課税済みの利益から支払われている。二重課税排除の観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

(3) 欠損金の繰り戻し還付

2009年度税制改正において、中小企業に限定して凍結解除された欠損金の繰り戻し還付について、景気変動に対する企業経営の対応力強化のため、大企業を含むすべての企業に適用すべきである。

(4) P F I 事業に係る課税の特例（大規模修繕の積立金制度創設）

P F I（Private Finance Initiative）事業において、対象施設は一定期間ごとに大規模修繕が必要となり、それに備えて一定期間内部留保を行う必要がある。しかし、必要な修繕費用を捻出するために内部留保を行うと、現行税制では課税されてしまうことになる。

このため、P F I 事業における基本原則である官民のイコールフティングを確保し、民間事業者が公共施設の大規模修繕に円滑に対応できるよう、非課税扱いとなる修繕積立金制度を創設すべきである。

(5) 地球温暖化対策のための税の見直し

地球温暖化対策のための税は、温室効果ガス排出抑制のための施策を実施する観点から導入されたものであるが、現下、原子力発電所の停止に伴いやむを得ず化石燃料を使用せざるを得ない状況下において、企業にとって過度な負担となっている。2014年4月に予定されている税率の引き上げを延期するとともに、税率の軽減策の検討を行うべきである。

2. 国際税制（国税）

(1) 租税条約の締結および改正の推進、仲裁規定の導入

わが国の持続的な経済成長のためには、成長するアジアをはじめとした海外需要を積極的に取り込んで行くことが必要である。このような経済のグローバル化に対応する上で、国際的な二重課税を回避するための租税条約の締結や改正を推進することが必要である。租税条約による国際的な二重課税排除は、わが国企業が安心して海外へ事業展開を進める上で欠かせないことである。また、実効性のある二重課税排除のため、租税条約に相互協議の根拠となる仲裁規定を盛り込むことが重要である。

(2) 移転価格税制、外国税額控除制度、タックス・ヘイブン対策税制の改善

移転価格税制については、企業の予見可能性の確保、国際的な二重課税の解消のため、事前確認制度および相互協議の一層の迅速化、効率化が必要である。また、商標権などの無形資産の取り扱いについて、現在、OECDで議論されているが、わが国として、戦略的な観点から、ガイドラインの改正などのルールの形成や運用の改善をリードしていくことが重要である。

また、外国税額控除制度のうち、直接税額控除制度については、外国税額控除限度超過額および控除余裕枠の繰越期間が3年と短い。期間の経過により国際的な二重課税とならないよう、10年程度にまで延長することが望まれる。

タックス・ヘイブン対策税制は、企業のグローバルな事業活動の障害とならないよう、トリガー税率を20%未満²に引き下げるべきである。

3. 地方税制

(1) 事業所税の廃止

事業所税について、従業者割は給与総額を対象とする課税となっており、雇用の維持・拡大に逆行しているし、資産割は固定資産税や都市計画税との二重課税である。課税標準が共通する他の税目と整理・統合した上で、廃止すべきである。

(2) 地方法人二税（法人住民税・法人事業税）の超過課税の廃止

本来時限的なものでありながら、課税が常態化している地方法人二税の超過課税については廃止すべきである。

(3) 地方法人課税の申告・納付の手続き簡素化、本社所在地での一括申告化

地方法人課税については、税目や課税標準が多様である上に、申告書類が多く、また、都道府県や市町村ごとに申告・納付を要することから、国内に広く事業展開している企業にとって、納税に係る事務負担が大きい。このため、地方法人課税の申告・納付の手続きの簡素化を図るとともに、本社所在地で一括申告・納付を可能にすべきである。

Ⅲ. 中期的な税制改正要望

1. 法人実効税率の引き下げの道筋の明確化

(1) 最終的に20%程度まで引き下げるロードマップの具体化

経済活動のエンジンとなる企業の成長なくして所得や雇用の増加はない。このため、わが国企業の国際的な競争条件のイコールフットィングを確保し、国内での事業・雇いを維持・拡大していく上で、社会保険料も含めた、企業の公的負担の軽減は不可欠であり、法人実効税率については、主要な競争相手となるアジア主要国並みの水準（約20%）まで段階的に引き下げていくことが求められる。法人実効税率の引き下げにあ

² アジアや欧州では法人税率を引き下げる動きが加速している。タイは2011年12月の法令で23%→20%への引き下げを決定している。イギリスでは2014年4月より23%→21%、2015年4月より20%へ引き下げる予定。

たっては、直接税の比重が高いわが国の税収の直間比率の是正という観点も含めて、国と地方を通じた税制の抜本改革が必要である。

したがって、国と地方をあわせた法人実効税率を最終的に 20%程度まで引き下げることがめざして、ロードマップを具体化する議論を始めることを 2014 年度税制改正大綱において決定し、2015 年度までに成案を得るようにすべきである。

(2) 国と地方を通じた税制抜本改革の中での地方法人課税の見直し

地方法人課税については、現状、地方税額全体に占める比率³が高いが、税収が景気動向に左右されやすく、税収の東京一極集中構造があるなど、税収の偏在性が著しい。また、地方法人所得課税は人為的な分割基準で配分せざるを得ないように、法人の所得と自治体の行政サービスの関係も不明確である。法人課税は、そもそも地方税の基幹的な税目とするのが適当ではない。

地方の財源については、地方分権の推進を前提に、自治体が地域住民と真正面から向き合い、受益と負担の関係を踏まえて、住民税・固定資産税に加えて、より安定的で景気に左右されることが少ない地方消費税を基幹的な税目として賄うようにしていくべきである。

したがって、地方法人課税については、国と地方を通じた税制抜本改革を行う中で、税目の整理・統合・廃止など、そのあり方を抜本的に見直し、段階的な負担軽減へとつなげていく必要がある。また、今年末までの税制改正論議で課題となる地方法人特別税・譲与税⁴の見直しについては、単に 2007 年度以前の法人事業税へ復活させることは本末転倒であり、地方法人課税全体の負担軽減に向けて見直されるべきことである。

かかる観点から、法人実効税率引き下げのロードマップの具体化とあわせて、国と地方を通じた税制の抜本改革の議論を開始することを 2014 年度税制改正大綱において決定し、2015 年度までに成案を得るようにすべきである。

³ 2013 年度予算・地方財政計画額では、地方税額合計のうち、個人住民税が 33.1%、固定資産税が 23.8%、地方法人二税が 18.4%、地方消費税が 7.4%となっている。

⁴ 地方法人特別税・譲与税は、2008 年度税制改正で、税制の抜本的な改革において偏在性の少ない地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して国が譲与税として人口や従業者数により自治体へ按分するものとして創設されたもの。

2. 持続可能な社会保障制度・財政のための消費税率のさらなる引き上げ

(1) 安定財源確保のための消費税率の15%までの引き上げ

急速な高齢化の進行に伴い、社会保障給付の増加が不可避となる中で、年金・医療・介護の制度が持続可能となるためには、給付の重点化・効率化に取り組むことはもちろんのこと、安定財源の確保が不可欠である。社会保障の安定財源としては、所得税や法人税などの直接税に過度に依存したわが国の税体系において、景気変動からの影響を受けることが少なく安定的な税収が期待できる消費税のウェイトを高める必要がある。また、個人や企業の社会保険料負担の過度な拡大を回避するためにも、高齢者世代も含めて、すべての世代が幅広く負担を分かち合うことが望ましく、その意味でも消費税を社会保障の安定財源とすることが適当である。

こうした社会保障の安定財源としての必要性とともに、財政危機を前にして、わが国財政の信認の維持と社会保障の安定財源確保の観点からも、まずは消費税率を10%まで引き上げることを実行すべきである。さらに、国際公約となっている2020年度までに基礎的財政収支の均衡を実現するためには、成長戦略の推進とあわせて、消費税率を2020年度までに少なくとも15%まで引き上げることが検討する必要があると考える⁵。

社会保障制度・財政の持続可能性が将来にわたり担保されることで、国民の将来不安は解消され、個人の消費・住宅投資も活発化し、持続的な経済成長につながる。

(2) 消費税率の引き上げに伴う低所得者対策

消費税率引き上げに伴う低所得者層への配慮としては、就労インセンティブの効果もあり、また、結果的に生活保護費の削減にもつながる「給付付き税額控除制度」の導入を基本とすべきである。

そのためには、正確な所得・資産の捕捉により、適切な税額控除を実現することが必要である。こうした観点から、税と社会保障の共通番号制度として、2016年1月より導入されるマイナンバー制度については、税の徴収や社会保障給付に対する国民の不公平感解消のための的確な運用と制度内容のさらなる改善を強く期待する。

低所得者層への配慮として、EU諸国などでは、給付付き税額控除制度とは別に食料品などの生活必需品などに軽減税率を導入することで対

⁵ 当会のマクロ経済モデルによるシミュレーションによれば、社会保障安定財源の確保（消費税率の15%までの引き上げ）、社会保障給付の重点化・効率化は当然のことながら、成長戦略の強力な推進をあわせて実行しなければ、社会保障制度を支える十分な経済成長は望めず、結果として2020年度までの基礎的財政収支の均衡にも目途が立たないと推計されている。

（「社会保障と税の一体改革のさらなる推進に向けた提言」、2012年5月17日）

応している例がある。軽減税率については、政策効果の薄さ、適用範囲の課題等が指摘されている。

わが国においては、消費税率の15%までの引き上げに伴う低所得者対策としては、まずは、マイナンバー制度とあわせて給付付き税額控除制度の導入を進めるべきである。消費税率を15%超に引き上げる場合には、軽減税率導入を検討すべきと考える。

以 上